

## ○厚木市母子等福祉手当金支給条例

昭和48年3月31日  
条例第10号

## (目的)

第1条 この条例は、恵まれない児童を養育している者に対し、母子等福祉手当金(以下「手当金」という。)を支給することによって、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、義務教育終了前の者をいう。

2 この条例において「本市に住所を有する者」とは、現に本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(昭55条例9・昭58条例12・平24条例16・一部改正)

## (受給資格)

第3条 手当金を受給できる者は、次のとおりとする。

(1) 父若しくは母が死亡し、又は父母が離別し、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし養育している父又は母で、本市に住所を有するもの

(2) 父母が死亡し、又は父母に遺棄され、又はこれと同様の状態にある児童と生計を共にし養育している者で、本市に住所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、手当金を支給しない。

(1) 前項第1号に規定する者であっても、現に事実上婚姻関係にあるとき。

(2) 前項第2号に規定する者であっても、当該児童と養子縁組をしたとき。

(3) 児童が養子縁組をしたとき。

(昭55条例9・昭58条例12・一部改正)

## (手当金の額及び支給期日)

第4条 手当金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 小学校又は義務教育学校入学前の児童1人につき月額 1,500円

(2) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)在学中の児童1人につき月額 2,000円

(3) 中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)在学中の児童1人につき月額 3,000円

2 年度の中途において、この条例の適用を受けるに至った者への支給は、申請をした月分から支給する。

3 手当金は、次に掲げる区分により支給する。ただし、前項に規定する年度の中途において支給を受けるに至った者に対する支給日は、申請をした日の属する月の翌月の末日とする。

(1) 4月分から9月分までは、5月末日まで。

(2) 10月分から翌年3月分までは、11月末日まで。

4 前2項の規定により手当金が支給された以後において受給資格を失った者に対する手当金は、還付を要しない。

(昭55条例9・昭58条例12・平2条例14・平13条例9・平28条例10・一部改正)

## (申請及び審査)

第5条 手当金は、受給者の申請に基づいて支給する。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその審査を行い、支給の可否を決定して申請者に通知しなければならない。

(昭55条例9・昭58条例12・一部改正)

## (資格変更の届出)

第6条 この条例により手当金の支給を受けている者が、第3条に規定する資格に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(昭55条例9・一部改正)

## (手当金の返還)

第7条 市長は、手当金の支給を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により手当金の支給を受けたと認められるときは、既に支給した手当金の全部又は一部を返還させることができる。

(昭58条例12・全改)

## (権利譲渡等の禁止)

第8条 手当金を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(昭58条例12・一部改正)

(委任)

第9条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 [この条例](#)は、昭和48年4月1日から施行する。

2 厚木市交通遺児奨学金支給条例(昭和47年厚木市条例第7号)は廃止する。

附 則(昭和55年条例第9号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第12号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。